

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 理 号	集R6-大井川9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称)		(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	黒潮町大井川 笛ノトヲ	729-11	56	2	山林	0.3642	ヒノキ	31	公告の日から	5年 (2030.3.31)	乙は、存続期間中に間 伐を1回実施するものと する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林に おける不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配 慮するものとする。 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、 年1回の森林の巡視を行 うものとし、当該巡視は 林道等からの目視によっ て判断できる限りで行 う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定 方法) 間伐に要する経費は乙が負担するものと する。 木材の販売収益があった場合について も、乙から甲に対して、原則金銭支払いは 行わない。	(経営管理実施権が 設定されない場合) ＜時期＞ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。 ＜相手方及び方法＞ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	対象範囲は別 添図面参照
2	黒潮町大井川 笛ノトヲ	729-12	56	2	山林	0.0571	ヒノキ	21	〃	〃				
3	黒潮町大井川 笛ノトヲ	729-13	56	2	山林	0.0611	ヒノキ	16	〃	〃				
4	黒潮町大井川 畠ノ谷	472	56	2	田 (山林)	0.0648	スギ	31	〃	〃				
5	黒潮町大井川 畠ノ谷	473	56	2	田 (山林)	0.1083	スギ	26	〃	〃				
6	黒潮町大井川 向イ北ノ田尾	733-5	56	2	山林	0.0341	ヒノキ	11	〃	〃				
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	黒潮町大井川 笛ノトラ	729-11	56	2	山林	0.3642	ヒノキ	31				
2	黒潮町大井川 笛ノトラ	729-12	56	2	山林	0.0571	ヒノキ	21				
3	黒潮町大井川 笛ノトラ	729-13	56	2	山林	0.0611	ヒノキ	16				
4	黒潮町大井川 畠ノ谷	472	56	2	田 (山林)	0.0648	スギ	31				
5	黒潮町大井川 畠ノ谷	473	56	2	田 (山林)	0.1083	スギ	26				
6	黒潮町大井川 向イ北ノ田尾	733-5	56	2	山林	0.0341	ヒノキ	11				
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所	高知県幡多郡黒潮町入野5893番地
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所	黒潮町長 大西 勝也

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3） （A）欄の「面積」は実測面積とすること。なお、当該経営管理集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4） （A）欄の「地目」の（ ）は現況地目、「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載すること。
- （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。





